

公 示

令和6年3月21日

学生各位

佐賀大学副学長

本庄キャンパスでの新入生勧誘のルールについて

4月になり新入生が入学してくると学内ににぎわいが戻ってきます。

各サークルでは新入生勧誘をしますが、過去に強引な勧誘などでトラブルになったことがあります。

以下のルールを定めましたので、それに従って新入生勧誘を行ってください。無届けのビラやポスター、立て看板を発見したときは直ちに勧誘活動を中止させます。

新入生や在学生在が楽しい大学生活を送れるようなサークル活動を応援します。

1. ビラ配布について

配布期間：令和6年4月4日(木)、5日(金)9:00~17:00

配布場所：川東地区のラクウショウ通り **緑のアスファルト内**

対象団体：公認(部会)所属団体(同好会、愛好会、非公認はビラ配布不可)

注意事項：必ず事前にビラ原稿を学生生活課に届け出て許可印をもらうこと。

配布後、ゴミなどがないように確認・清掃をすること

2. メインストリーでの立て看板設置について

掲示期間：令和6年4月1日(月)~5月10日(金) (※新入生に関わる内容の掲示期間)

対象団体：部会所属団体(同好会、愛好会、非公認は不可)

注意事項：必ず事前に立て看板の写真を学生生活課に持参し許可シールをもらうこと。

飲酒を伴う、または暗に飲酒を連想させる様な新歓行事の記載がある掲示は認めない。

強風で倒れないよう、3か所以上紐等でしっかりと固定すること

3. 掲示板等でのポスター掲示

期間：【部会】令和6年4月1日(月)~5月10日(金) 【同好会】令和6年5月13日(月)~5月24日(金)

【愛好会】令和6年5月20日(月)~5月31日(金)

対象：大学届出団体(非公認不可。団体区分毎の期限を守ること)

注意事項：必ず事前にポスターを学生生活課に持参し許可シールをもらうこと

飲酒を伴う、または暗に飲酒を連想させる様な新歓行事の記載がある掲示は認めない

4. その他

○自宅を訪ねる勧誘活動は禁止。また、本人が勧誘を断る意思を表示した場合は、速やかに勧誘をやめてください。

○20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。**新歓行事等で20歳未満の飲酒がないよう各団体の責任者は徹底すること。**なお、飲食を伴う歓迎行事を行う際は必ずコンパ届を提出ください。

○許可された時間や場所以外で勧誘活動をしている団体を発見した際は速やかに学生生活課に知らせてください。

<問合せ先>

佐賀大学 学生生活課 課外・生活支援担当

TEL:0952-28-8167